

廃棄物(ゴミ)運搬用パイプライン施設の廃止検討について

廃棄物運搬用真空ゴミ収集システム利用者の会(仮称)

最近、パイプライン廃止に向けて芦屋市の動きが活発になっています。大切なことは、パイプラインを利用して
いる私たち住民が「現状を知る」ということではないでしょうか。そこで、この状況を、存続運動を含めて、当該施設
利用の芦屋浜・南芦屋浜の住民の皆様へ経緯と現状をまずお知らせすることにしました。

1. 経過



現在の芦屋市の計画です。

平成23年11月に新聞報道で、芦屋市の行政改革素案に対してパブリックコメント(意見公募)を募集していることがわかり、その結果は、市民から寄せられた意見526件中、525件が存続して欲しい・廃止反対ということでした。しかしながら、芦屋市は、「施設の老朽化とゴミ収集量」が当初の計画より大幅に減少していること、及び、「ゴミ収集車とパイプラインのゴミ収集コスト」を比較し、世帯あたりのコストを考えると、パイプラインの収集コストが大幅に上回っているために、公共事業の効率性や税の公平性などの理由から行政改革計画に残し、24年度から計画通りに実施してきました。

平成26年6月に、有識者5人と芦屋市事務局で「芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設検討会」がスタートし、芦屋市は委員にたいして廃止する方向で検討することを求めています。すでに現在、平成27年1月までに3回開催され、次回、3月の4回目検討委員会で、各委員の意見を持ち寄り、まとめ作業に入ろうとしています。また、平成27年1月に市民アンケートが、2000人に対して実施され(パイプライン地域は340～350人が対象)現在分析中で、3月の委員会で公表される予定です。

(検討委員会の議事録: 芦屋市HP参照)

2. 私たちは「廃止するのではなく、利用方法の工夫や延命策で存続して欲しい」と考えます

毎年行われている市長トークでは、廃止を心配する住民の問いかけにたいして、副市長は「廃止します」、「補助金も出なくなってコストがかかりすぎる」と答弁をしています。また、昨年12月市議会においても「ひとつひとつ課

題を処理してなんとか廃止するように進めていきます。」と、技術調査・研究・検討した結果を利用住民と何ら議論しないで、何が何でも廃止するとしています。

昨年12月に、この問題の対象となっている自治会からの「パイプライン存続要望書」について、芦屋市は「パイプライン施設検討委員会」の意見や「廃棄物減量推進審議会」で諮問した結果をもって説明するのでそれまで住民は待てという姿勢でいます。

私たちは、現状をどうすればコスト削減できるか、パイプライン延命はどうしたらよいのか、どのような方法があるのか、また、それに対してパイプライン利用者はどのようなことが協力できるのか などに関して、積極的に問題を住民に投げかけ、相談しながら話を進めるべきなのではないかと考えています。

それが民主主義、地方自治の第一歩ではないでしょうか。

3. パイプライン整備事業はいつから始まったのか？



パイプライン施設の特徴は3つあります。

- 1) **利便性**—排出者はいつでもごみが出せること
- 2) **衛生性**—屋内外でごみ貯留が不要のため悪臭防止や美観が保たれること
- 3) **安全性**—収集作業の省力化やコンピュータ制御による危険防止が図れること

当初、芦屋浜の高層住宅に対応した計画でした。しかしながら、当時の芦屋市が全域にするべきと強く県や国に申し入れ、その結果、(国の)整備事業に含まれ、昭和54年(1979年)4月から運用開始し、芦屋浜全域に敷設されました。

南芦屋浜地域についても昭和63年(1988年)の計画段階から、同じように芦屋市が国・県に強く申し入れたため、整備事業として認められ、平成10年(1998年)から運用を開始しました。ところが、平成14年度(2002年)から県の補助が無くなると、一転、整備事業を中止したのです。それにともない、施設のない地域ができ、南芦屋浜の利用人口は計画の34%となっています。パイプラインが整備された地域であってもまだに入居がすすんでいない地域もあります。

住宅寿命は、機械施設より長いので、機械の定期点検や予測修理・整備は当然です。

住宅の建替時期まで延命させることが、芦屋市の義務であると私たちは考えます。

4. ゴミの減量やリサイクルに協力してきたのは住民です！

パイプライン利用が当初の計画より減ったと説明されても、減量とリサイクルに協力してきた住民としては納得ができません。

芦屋浜地域は、計画の50%の使用率[7t(実績)/14t(計画)]: 日量、平成25年度実績]

南芦屋浜地域は、計画の8%の使用率[1.2t(実績)/15t(計画)]: 日量、平成25年度実績]

前項にあるように南芦屋浜地域の利用率が低いのは、パイプライン施設整備事業を中止したためであり、利用

者人口が整備計画の34%と少ないためだと私たちは考えています。

開発計画と現状での数字比較は、住民には責任がとれません。芦屋市の当初計画が過大に見積もられた結果であり、運転費用がかさむ原因となっているのではないのでしょうか？

5. パイプライン施設が前提の住戸群をどのようにしてゴミ収集車に変えるのでしょうか？

芦屋浜地域・南芦屋浜地域は、まちづくり計画を作り、条例で土地利用を決めています。

また、高層住区や中層住区は、管理地内のパイプライン施設に関する協定を芦屋市と交わしています。

その協定書には、「定めのない事項に関しては、協議の上定める」と書いてあります。

物事を決めるにあたっては、住民との事前協議が必要だと考えます。協議もなしに廃止を推進していくことは、現在パイプラインを利用している住民を無視しているのではないのでしょうか。

各住戸群は、パイプラインが前提で建物を建築されました。住民がゴミを捨てやすい場所に投入口が設置され、ゴミが放置されない限り、衛生的で虫やカラス被害の発生ありません。

当然ですが、ゴミ収集車のための一時集積場所はまったく考慮されていません。

それぞれの住戸群に適切に対応したパイプラインに代わるゴミ収集の提案は、私たちにいつあるのでしょうか？

6. 現在のパイプライン運用をご存じですか？

現在のパイプラインは、午前8時から午後4時から、定時運転で各ラインを順番に吸引しています。この朝と夕の間に、同じラインで満杯になったところが多くなると、臨時に吸引します。

そうして、夕方の吸引運転が行われると、翌日までは吸引をしないので、満杯になると捨てられなくなります。日曜日の夜、捨てられないことがあるのはこのためです。また、毎夜の午後11時～午前4時までは、投入口がロックされ捨てられなくなります。

7. 存続させるためにも、投入口に投入可能なゴミと適切な利用をしましょう



パイプラインに投入できるゴミは、燃やすことができるゴミ(台所のごみ・草木類・プラスチック類・紙くず類・布類・その他革製品やゴム類)のみです。

燃やすことができるゴミは、無理なく投入できる形状・大きさにして投入してください。無理して押し込むと投入口の中で広がり、パイプの中で詰まり、故障の原因となります。また、生ゴミはそのまま直接捨てるのではなくビニール袋等に入れて捨ててください。

上記以外の**不燃ゴミ**、リサイクル対象物や処理困難物は、**個人の責任**で適切に処理し、循環型社会の形成や環境保全にご協力ください。

2 個別意見(要旨)と市の考え(※ 同様の趣旨のご意見を要約して記載しています。)

(1) 行政改革実施計画(素案)に関する意見

平成23年実施パブリックコメントのまとめ

1 バイプライン施設について

- ① 私たちが居住する芦屋浜地域は、バイプラインが前提でまちづくりをしている。収集車で収集に切り替えるにもゴミ集積場が容易に確保できないばかりでなく、高齢化が進んでいる中、大きな負担となる。
運用時間の短縮や一部負担金の支出など、私たちも協力するので、是非存続をお願いしたい。
- ② 行政サービスの水準を維持するため、バイプラインを存続させるためにはどうしたらよいかという観点で検討すべきである。
- ③ バイプラインを利用できるからこそ、この地域の物件を購入した。この条件が不動産の価値にも含まれているはずで、廃止するようなら補償問題になる。(①②③計 525 件)
- ④ バイプラインに要する経費は、市域大部分のゴミ車両収集費用の4割くらいの費用を要していること、再資源化の困難、また、施設の更新に多大な費用を要することから、廃止の方向を打ち出すべきである。(1 件)

■ 市の考え【ご意見として承るもの】■

供用開始から31年余りが経過したバイプライン施設につきましては、老朽化が進み、毎年おおむね1億9千万円もの維持管理経費がかかっています。また、導入当初は、芦屋浜地域のゴミの計画収集量などから従来の収集方法よりも経済的であると効果を期待していましたが、その後の芦屋浜地域の計画人口の減少やゴミの減量化・再資源化などの社会情勢の変化により、現在ではゴミ収集量が当初計画に比べて約28%と大きく下回り、ゴミ1トン当たりの収集経費でも民間委託業者に比べおおむね5倍となるなど著しく割高となっています。

このような状況から、バイプライン施設のあり方について、現在の施設の有効活用や公共事業の効率性や公平性など様々な観点から検討してまいりたいと考えております。

発行者の説明: **廃棄物運搬用真空ゴミ収集システム利用者の会(仮称)**

芦屋浜自治連合会と南芦屋浜の自治会・管理組合が協議をして、みんなでこの問題にあたるべく設立しようとしている団体です。自治会がない所については現在、別途検討中です。

事務局: 芦屋浜自治連合会 高浜町5番1-131号 高浜公社住民自治会内

*バイプライン廃止検討に対応する小委員会を設立しますので、ご協力いただける方はご連絡をお願いします。

連絡先: 電話 75-1303 FAX 75-7786

e-mail: takahama.5jichikai@ac.auone.net.jp